

# 令和5年度事業計画

## 1. 基本方針

1997年(平成9年)に臓器移植法が施行され、脳死下での臓器移植が行えるようになった。その後、2010年(平成22年)には改正臓器移植法が施行され、本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾により脳死下での臓器提供が可能となり、提供件数が増加傾向となっていたが、2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックと、その長期化の影響もあって、眼球を除く臓器の提供件数は激減状態が続いた。

しかし、2022年に入るとウイズコロナも定着し、社会や経済活動が再び動き出したことで、臓器提供件数もコロナ禍前に匹敵する状況までに回復してきた。

本県において2022年は、心停止後臓器提供が6年振りに1件発生したほか、県外からの提供が1件、加えて角膜提供が3件あったものの提供件数の少ない状況が続いている。

このため、移植医療の推進を担う県内唯一の公益法人として、社会情勢に留意するとともに、新型コロナウイルス感染症から得た教訓も活用し、関係機関・団体と連携のもと、コロナ禍以前にも増して臓器及び角膜移植等に関する普及啓発と移植医療を取り巻く環境整備、支援等に努めることとする。

事業計画の案は、次のとおりである。

## 2. 普及啓発事業

### (1) グリーンリボンキャンペーン in AKITA の開催

臓器移植に対する理解を深めるため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、県民を対象とした健康や移植医療等に関する市民公開講座を行う。

開催日：令和5年10月9日(祝日・スポーツの日)

会場：「アルヴェ」多目的ホールA

### (2) グリーンリボンライトアップ事業の実施

移植医療への意識啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、移植医療のシンボルカラーであるグリーンで建物等をライトアップし、普段とは違った景観を通じて、県民に移植医療を周知する。

実施建物等：ABS 本社&電波塔、ポートタワー・セリオン

### (3) 街頭キャンペーンの実施

臓器移植に対する理解と普及啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」と「眼の愛護デー」に合わせて、県腎臓病患者連絡協議会やライオンズクラブ等との共催で、一般通行人を対象に、国内臓器移植の現状紹介や意思表示についての資材等の配布を行う。

(4) 新聞への広告掲載

「臓器移植普及推進月間」に開催する市民公開講座やライトアップ等の行事の告知に加え、健康保険証等での意思表示についての周知を図るため、秋田魁新聞の「さきがけ情報プラザ」に広告を掲載する。

(5) デジタルサイネージによる普及啓発

「臓器移植普及推進月間」に開催するイベント等を告知するため、公共施設等に設置されているデジタルサイネージを活用したPRを行う。

(6) 種苗交換会・普及推進キャンペーンの実施

移植医療の周知や県民の意識等を調査するため、県内有数の大規模イベントである種苗交換会において、ブースを設けて移植医療についての資料を展示・配布するとともに、来訪者に対しアンケートを実施する。

開催日：10月下旬～11月上旬

会場：潟上市天王総合体育館（予定）

(7) 臓器不全の予防に関する普及啓発事業の実施

腎臓病に対する知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、県腎臓病患者連絡協議会と共催で「腎臓病を考える集い」を開催する。

(8) 「いのちを考える学習会」の開催

児童・生徒等に移植医療を知ってもらうため、学校等からの依頼に応じて「いのちを考える学習会」を開催し、講話を通して命の大切さを伝える。

(9) イオングループの支援対象団体への登録

イオングループが、社会貢献活動として実施している「幸せの黄色いレシートキャンペーン」\*の応援登録団体への登録。

※毎月11日（イオンデー）に、投函されたレシート金額の1%が団体に贈呈される。

(10) グリーンリボンサポーター事業の実施

移植医療の普及啓発を、企業や団体単位で進めるため、企業等に働きかけ当該趣旨に賛同いただいた企業等を「グリーンリボンサポーター」と認定し、各種啓発資材等を供与するとともに、それらを活用した自主的な活動を支援する。

### 3. 相談・助言に関する事業

県民を対象に、角膜移植を含め移植医療全般についての疑問・質問・相談等に対し、電話やメール、面談等により対応することに加え、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続等の相談に応じる。

#### 4. 臓器移植環境整備事業

##### (1) 院内臓器移植コーディネーター・医療ソーシャルワーカー合同研修会の開催

臓器移植の知識習得や、具体的な事例を想定した症例検討、病院間の情報交換を図るため、重要な役どころであり、その連携が求められる「院内臓器移植コーディネーター」と「医療ソーシャルワーカー」を対象に、合同の研修会を開催する。

##### (2) 移植医療推進委員会の開催

県内移植医療の推進を図るため、移植医療関係者による「移植医療推進委員会」を設置し、普及啓発や院内体制整備等の様々な課題について、それぞれの立場からの示唆や提言・議論を行う。

##### (3) 脳死下臓器提供に係る関連団体連絡会議の開催

脳死下臓器提供事例が発生した場合に、混乱なく本人・家族の意思に沿った提供ができる体制の確認と情報の共有を図るため、関連団体の連絡会議を開催する。

##### (4) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示を推進するため、協力を得た医療機関に限定し、全ての入院患者に意思表示啓発資料を配付する。

##### (5) 病状説明支援事業の実施

人生の最終段階（旧：終末期）となった患者の家族を対象に、患者の希望を尊重したうえで家族も納得のいく最後となるよう、現在の病状説明や今後取りうる対応等をまとめたリーフレットを配布する。（希望医療機関のみ）

##### (6) 臓器提供に関する情報冊子の作成

医療従事者等から患者への情報提供を支援するため、臓器提供に関する情報を掲載したリーフレットを改定し、医療機関へ配布する。

##### (7) 院内体制整備事業への支援

医療機関における移植医療環境整備のため、臓器提供に係る「院内マニュアルの作成」や「院内研修会」、提供に係る「シミュレーションの実施」などに要する費用を助成する国庫補助事業（実施主体：日本臓器移植ネットワーク）を申請しようとする（申請した）医療機関に対し、様々なアドバイスや支援を行う。

##### (8) 病院の臓器提供マニュアル作成・改訂への協力

医療機関における臓器提供の円滑化を図るため、日本臓器移植ネットワークと協力し、各病院の臓器提供マニュアルの作成や改訂への支援を行う。

(9) 院内臓器移植コーディネーター設置病院の訪問等

それぞれの医療機関が抱える課題や疑問等に対応するため、当協会の臓器移植コーディネーターが院内臓器移植コーディネーター設置病院等を訪問し、国内の動向や課題解決に向けた情報の提供・収集・意見交換等を行う。

(10) 透析施設への情報提供

移植医療に関わる経費負担等を軽減するために、当協会が実施している助成事業等についての周知をはじめ、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成、送付する。

※助成事業内容 対象者：臓器移植希望登録者  
助成金：上限¥20,000円

(11) 臓器提供への対応

臓器提供事案を円滑に進めるため、臓器提供に関する家族への説明や、提供から移植までの手続、提供施設から移植施設までの臓器搬送、提供後の家族ケアなど、ドナーとその家族への対応を24時間体制で実施する。

## 5. 眼球あっせん等に関する事業

(1) 眼球提供者等の登録

献眼登録者の増加を図るため、市町村やキャンペーン等を通じてパンフレットを配付し献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードの発行を行う。また、移植希望者についても登録を行う。

(2) 角膜、強膜のあっせん

提供を受ける眼球の摘出及び移植を希望する患者への角膜等のあっせんを行う。

(3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくようにするため、登録者を対象に、献眼に関する資料と協会だよりなどを配布する。

## 6. 情報提供事業

(1) 機関紙の発行

当協会の取組等を周知するため「あきた移植医療協会だより」を作成し、行政や公共施設、医療機関、賛助会員等へ配布する。

(2) 協会ホームページの運営

国内の移植医療に関する情報を県民に提供し、移植医療の理解の促進に努める。

## 7. 助成事業

臓器提供遺族に対する敬弔金の支給や組織適合（HLA）検査に対する助成、臓器摘出費用助成事業等を実施する。

## 8. 調査・研究事業

### (1) アンケート調査の実施

県民の移植医療に対する意識を把握し、普及啓発活動の参考にするため、キャンペーン等を通じて「移植医療について」のアンケート調査を実施する。

### (2) 情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会に参加し、情報収集するとともに、コーディネート技術の習得等に努める。

## 9. 法人運営

### (1) 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定時理事会及び評議員会を開催するほか、必要に応じ随時開催する。

理事会 令和5年5月、令和6年3月

評議員会 令和5年6月

### (2) 監査会の開催

公益財団法人としての運営の状況を監事に確認していただくため、監査会を開催する。

監査会 令和5年4月

### (3) 事務の適正な処理

四半期及び決算期等において、顧問税理士による経理事務の執行状況等に関する確認・指導を受け、事務の適正な処理に努める。

### (4) 財政基盤の強化への取組

財政基盤の強化のため、引き続き賛助会員の拡大等に取り組む。